

(別紙2)

東北地方太平洋沖地震における被災地域の障がいのある児童生徒等の鳥取県立特別支援学校への転入学等の取扱いについて

鳥取県教育委員会

平成23年東北地方太平洋沖地震に被災した障がいのある児童生徒等が、本県への転居等により、本県県立特別支援学校への入学及び転入学を希望する場合は、当該児童生徒等の就学の機会を確保する観点から、次のとおり取り扱います。

1 小・中学部

- (1) 原則として、被災時に在籍していた特別支援学校と同一の校種へ受け入れます。
- (2) 当該保護者等から転入学の申入れがあった場合には、速やかに受入れるものとします。
- (3) 当該児童生徒等の保護者については、県内の身元引受け人も保護者とみなします。

2 幼稚部・高等部（専攻科を含む）

- (1) 幼児及び生徒の受け入れは、小・中学部に準じます。
- (2) 入学志願者があった場合、平成23年度幼児部募集要項、高等部生徒募集要項による選抜に準じて行います。
- (3) 転入学に係る提出書類は、鳥取県教育委員会が定める入学志願書のみとします。入学志願書の上部余白に「被災者」と朱書してください。

(入学志願書は、下記ホームページからダウンロードできます。)

3 上記についての具体的な問合せ先

鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課

住所 〒680-8570

鳥取市東町1丁目271番地

電話 0857-26-7575

FAX 0857-26-8101

電子メール tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4229>